

## 埼玉県SDG s 認証基準策定業務委託 企画提案募集要項

ESG投資市場の拡大を背景に、企業・団体の持続性を判断する材料として企業・団体に対してSDG s 達成に向けた取組状況の明示化を要求する動きが年々高まっている。

この動きに応じてEUタクソノミーをはじめ世界各国では基準を策定する動きがあるものの、埼玉県内の企業・団体の実態に即した内容とは言えず、このままでは県内企業・団体が国際的な求めに応じることができず、競争力を保てなくなる恐れがある。

そこで、海外の諸制度を含めた様々な基準に関する情報収集や分析を行うとともに、有識者等の意見を踏まえ、対象とする業種を選定し、県内企業等が参加可能な環境・社会・経済の各分野で高いレベルの取組を進めるための基準を策定するものである。

この「埼玉県SDG s 認証基準策定業務」（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために、本業務に係る企画提案を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1 委託事業名

埼玉県SDG s 認証基準策定業務委託

#### 2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

#### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### 4 予算額

12,238 千円

※ 本業務の予定価格は予算額の範囲内で別途設定する。また、予算の執行及び契約の締結については本業務に係る令和6年度当初予算が埼玉県議会において議決されることが条件となる。

#### 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和4年埼玉県告示747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他役務」でA等級、B等級、C等級のいずれかに格付けされた者であること。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当すること

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

## 6 スケジュール

公告（募集開始）	令和 6 年 3 月 13 日（水）
質問事項の受付	3 月 15 日（金） 17 時
質問事項の回答	3 月 18 日（月）
企画提案競技参加申込書 提出期限	3 月 19 日（火） 17 時
企画提案書提出期限	3 月 26 日（火） 17 時
企画提案書に基づく 提案内容の説明	3 月 28 日（木）
選考結果通知	3 月 29 日（金）以降

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問について、以下のとおり受け付ける。

質問方法：募集要項の内容等に関する質問書（様式第 1 号）に記入の上、

「15 問い合わせ先」まで電子メールで提出すること。

電子メール送信時には、トラブル防止のため到達確認を電話で行うこと。また、電子メールの表題は『【企業名・質問】埼玉県 SDGs 認証基準策定業務委託』とすること。

受付期間：令和 6 年 3 月 15 日（金） 17 時まで

イ 質問への回答

質問への回答は令和6年3月18日（月）に県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案競技参加申込書（様式第2号）

(イ) 企画提案参加資格に関する誓約書（様式第3号）

イ 提出期限

令和6年3月19日（火）17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールで「15 問い合わせ先」まで提出すること。

電子メール送信時には、トラブル防止のため到達確認を電話で行うこと。

なお、電子メールの表題は『【企業名・参加申込書】埼玉県SDGs認証基準策定業務委託』とすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下により行うものとする。

ア 提出書類

仕様書を参照の上、「8 企画提案書」に示す書類一式を提出すること。

イ 提出期限

令和6年3月26日（火）17時まで必着

ウ 提出方法

電子メール、持参、郵送のいずれかの方法により提出すること。

(ア) 電子メールの場合

ファイル容量が10Mbitを超えるものは、埼玉県の業務システムの都合により受信することができないため、送信方法についてはあらかじめ協議すること。

(イ) 持参又は郵送の場合

紙で提出する場合は、5部用意すること。

また、記録媒体や電子メールを用いて電子データでも提出すること。

提出期限までに紙で提出した場合は期限内に提出されたものとして取り扱うが、令和6年3月27日（水）までに電子データを提出すること。

エ 提出先

「15 問い合わせ先」まで提出すること。

電子メール送信時には、トラブル防止のため到達確認を電話で行うこと。

電子メールの表題は『【企業名・企画提案書】埼玉県SDGs認証基準策定業務委託』とすること。

#### オ その他

企画提案は、1者につき1提案とすること。複数の提案は認めない。

また、企画提案書提出後は、内容の変更は認めない。

### 8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、「(4) 添付書類」以外はA4版横組みで作成すること。

電子データで提出する際はMicrosoft office形式又はPDF形式とすること。

#### (1) 表紙

表紙の表題は「埼玉県SDGs認証基準策定業務委託 企画提案書」として、提案者の企業名を明示すること。

#### (2) 目次

#### (3) 提案内容等

仕様書に定められた各項目について、具体的に提案内容を記載すること。

#### (4) 添付書類

##### ア 本業務委託料の見積書

様式は任意とするが、項目や単価、所在地、社名、代表者名を明示したうえで、宛名を「埼玉県知事 大野元裕」宛で作成すること。なお、代表社印の押印は不要とする。

##### イ 提案者の概要が記載された資料

様式は任意とする。再委託等の提案を行う場合は、再委託先の概要が記載資料も同様に添付すること。

##### ウ 再委託先の役割（再委託を行う場合）

様式は任意とするが、本業務における再委託先の役割を明示すること。

### 9 契約先候補の選定方法

#### (1) 審査方法

本事業における契約先候補者の選定に当たり、次のとおりヒアリングを実施し、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

##### ア ヒアリング実施日

令和6年3月28日（木）

##### イ 実施会場

埼玉県庁近隣の会場で実施する。詳細については別途通知する。

#### ウ 説明者等

説明者の職位は問わないが、本県職員から提案内容に関する質問等を実施するので回答できる者が参加すること。なお、当日の提案者からの参加者数は3名以内とすること。

#### エ ヒアリング実施方法

対面又はZ o o mによるオンラインにより実施する。提案者は実施方法のいずれかを選択する事ができる。

提出された企画提案書により説明を行った後、本県職員から提案内容に関する質問等を実施する。対面で実施する場合は、HDMI対応のパソコン又はタブレットに企画提案書を保存のうえ、会場に持ち込み使用すること。

#### オ 説明・質疑応答時間

提案者からの説明 15分間

審査委員との質疑応答 15分間

#### (2) 審査項目

評価に当たっては、別紙「埼玉県SDGs認証基準策定業務委託企画提案 評価項目」により審査するものとする。

#### 10 契約先候補の選定結果通知

審査の結果は、企画提案書を提出したすべての者に対して、令和6年3月29日（金）以降に電子メールで通知する。

#### 11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、事業遂行の必要がある場合は、県と契約先候補者双方の協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

また、契約先候補者との協議が不調となり、契約先候補者から辞退届（様式任意）の提出があった場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議の上、契約先候補者とすることがある。

このほか、「14 その他留意事項」に記載した事由が企画提案書提出後に判明した場合は、契約先候補者の同意を得ずに失格とみなし、総合点が次に高かった者と改めて協議を行い契約先候補者とすることがある。

#### 12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、埼玉県ホームページに掲載する。

なお、公文書開示請求があった場合は、請求内容に応じて法令の定め の範囲内で企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

### 13 契約保証金

- (1) 「11 契約の相手方の決定方法」により県と契約の合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第 81 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の 100 分の 1 以上）を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 14 その他留意事項

#### (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込は無効とする。この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 他者の提案内容を模写するなど、他者の権利を侵害すると認められるもの。
- ウ 資格審査の結果、参加資格が無いと認められるもの。
- エ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- オ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- カ 書留等の配達記録がされる方法以外の手法により郵送し、県に到着せず配達記録が確認できなかったもの。
- キ 提出書類に不足があるもの。
- ク 企画提案競技参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ケ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- コ 見積金額を訂正した見積書を提出したもの。
- サ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
- シ その他提案を採用することが不相当であると認められるもの。

#### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、県の判断により当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合においては当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

#### (3) その他

- ア 本業務の提案に係るすべての費用は提案者の負担とする。
- イ 提出されたすべての書類については返却しない。

ウ 採用された企画提案内容に係る著作権等の権利関係について疑義が生じた場合は、県と提案者が別途協議する。

15 問い合わせ先

埼玉県 企画財政部 計画調整課 総括・SDGs推進担当

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁本庁舎2階）

電話：048-830-2133（直通）

メールアドレス：a2130-06@pref.saitama.lg.jp